

会計

退職給付、単体への適用は認めない方向

ASBJ、負債計上は平成26年3月期から適用へ

要約

- 退職給付会計における未認識項目の負債計上に関しては連単分離の方向で検討。
- 単体財務諸表での任意適用は認めない可能性が高い。
- 現時点では、平成26年3月期から適用とする案が有力。

退職給付会計に関して、未認識項目の負債計上に係る連結財務諸表の取扱いについては、強い異論がないことから国際的な会計基準と同様の取扱いとする方向で検討が進められている。一方、単体財務諸表の取扱いについては、分配可能額や年金法制等との関係などから改正しない方向となっている。つまり、連単分離ということになる。

ここで問題となるのは、単体財務諸表において任意適用を認めるか否かだ。現時点では、負債計上に関して任意適用を認めない可能性が高まっている。この場合、単体財務諸表に関しては、連結財務諸表と異なる処理をしている旨を注記することになる。仮に一括負債計上した場合の金額情報は注記しない方向だ。単体財務諸表は当面、現行処理を維持することとの整合性を図るのがその理由である。

その他、退職給付見込額の期間帰属に関して、期間定額基準と給付算定式基準の選択適用とすることや割引率、予想昇給率、

長期期待運用収益率については、特に反対意見も少ないことから連結財務諸表だけでなく、単体財務諸表でも適用することとされている。

適用時期については、平成22年3月に公表された公開草案では、①未認識項目の一括負債計上などは、平成23年4月1日以後開始する事業年度の年度末、②退職給付債務および勤務費用の計算方法の見直しは、平成24年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用することとされていた。

審議が長引いた結果、適用時期については、①の未認識項目の一括負債計上や注記の拡充などは平成25年4月1日以後開始する事業年度の年度末（平成26年3月末）からとする方向で検討が行われている（平成25年6月第1四半期からの早期適用も可能）。また、②の退職給付債務および勤務費用の計算方法の見直しは、平成26年4月1日以後開始する事業年度の期首（平成26年6月第1四半期）からとする方向で検討が進められている（平成25年6月第1四半期からの早期適用も可能）。

ただし、②の退職給付債務および勤務費用の計算方法の見直しに関しては、給付算定式基準や割引率への対応など、企業側のニーズを踏まえ、場合によっては強制適用時期を1年遅らせる（この場合、平成27年6月第1四半期）ことも検討されている。